広島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百七十一条第四項で準用する第百二十条第一項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和八年十一月二日

広島県内水面漁場管理委員会

会長　山崎　英治

第一　指示の内容

一　持ち出し等の禁止

県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水系において採捕したコイを当該水系から持ち出してはならない。

ただし、公的機関が疾病検査等に供する場合については、この限りではない。

二　放流等の制限

1　広島県知事により公表された水系にコイを放流してはならない。

2　広島県知事により公表された水系以外の県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水系又は養殖場で、採捕され、又は養殖されたコイではないこと及びＰＣＲ検査により、そのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

3　生死を問わず、県内の公共用水面及びこれらと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

第二　指示の有効期間

令和八年十一月四日から令和九年十一月三日まで

第三　当該水系の範囲

広島県知事が公表した範囲とする。